

令和5年12月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第61号 亀山市行政組織条例の一部を改正する条例・・・	1
議案第62号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第63号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	6
議案第64号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一 部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第65号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・	10
議案第66号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改 正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

件名	亀山市行政組織条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

こども基本法（令和4年法律第77号）の制定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正など、国の子どもに関する政策動向の加速に併せ、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対して一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置など、子どもに関する施策を総括的に行う体制の構築が求められています。

また、市の財政運営面においては、持続可能な財政基盤の確立と更なる「第3次亀山市行財政改革大綱」の積極的な推進を図るため、より効果的な推進体制が必要となっています。

これらの行政ニーズや課題に迅速に対応するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務について、次のように改めます。 <第1条関係>

※（ ）は、現在その事務を分掌している組織を示します。

- (1) 行財政改革を積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立を図るため、政策部の分掌事務である行政改革に関する事項を行財政改革に関する事項とし、総務財政部の分掌事務とします。

政策部

- ア 秘書に関する事項（政策部）
- イ 広報及び広聴に関する事項（政策部）
- ウ 市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項（政策部）
- エ 情報政策に関する事項（政策部）
- オ 地域公共交通に関する事項（政策部）

総務財政部

- ア 議会に関する事項（総務財政部）
- イ 文書及び法規に関する事項（総務財政部）

- ウ 統計に関する事項（総務財政部）
- エ 市の組織及び職員に関する事項（総務財政部）
- オ 予算に関する事項（総務財政部）
- カ 行財政改革に関する事項（政策部）
- キ 財産管理に関する事項（総務財政部）
- ク 入札及び契約に関する事項（総務財政部）
- ケ 工事設計の審査に関する事項（総務財政部）
- コ 工事の検査に関する事項（総務財政部）
- サ 税の賦課及び徴収に関する事項（総務財政部）

(2) 子どもに関する事項を強力に推し進めるため、新たに子ども未来部を設置し、現在は健康福祉部の分掌事務である児童福祉に関する事項、就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項、子育て支援に関する事項及び母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項に母子保健に関する事項を加えて、子ども未来部の分掌事務とします。

健康福祉部

- ア 地域福祉に関する事項（健康福祉部）
- イ 生活保護に関する事項（健康福祉部）
- ウ 障がい者福祉に関する事項（健康福祉部）
- エ 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項（健康福祉部）
- オ 高齢者福祉に関する事項（健康福祉部）
- カ 地域医療に関する事項（健康福祉部）
- キ スポーツの推進に関する事項（健康福祉部）

子ども未来部

- ア 児童福祉に関する事項（健康福祉部）
- イ 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項（健康福祉部）
- ウ 子育て支援に関する事項（健康福祉部）
- エ 母子保健に関する事項
- オ 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項（健康福祉部）

3 その他

(1) 施行日は、令和6年4月1日とします。

(2) 附則において、次の2つの条例の一部を改正し、この条例の一部改正に伴う規定の整理を行います。

ア 亀山市行政改革推進委員会条例（平成17年亀山市条例第18号）

イ 亀山市子ども・子育て会議条例（平成25年亀山市条例第21号）

件名	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	----------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、令和5年8月7日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 期末手当の支給月数の引上げ

2 改正内容

《第1条による改正》

- (1) 特定任期付職員*について、各号給の給料月額を引き上げます。

＜第7条関係＞

※ 特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合において、任期を定めて採用された職員をいいます。

- (2) 特定任期付職員の令和5年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.1月引き上げます。 <第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	1.65月	<u>1.65月</u>	3.3月
改正後の支給月数	1.65月	<u>1.75月</u>	3.4月

- (3) その他規定の整理を行います。 <第11条関係>

《第2条による改正》

特定任期付職員の令和6年度以後の期末手当について、6月期の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。

＜第8条関係＞

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和5年度)	<u>1. 6 5月</u>	<u>1. 7 5月</u>	3. 4月
改正後の支給月数 (令和6年度以後)	<u>1. 7月</u>	<u>1. 7月</u>	3. 4月

※改正前の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条による改正》

施行日は、公布の日とし、給料月額の上昇については令和5年4月1日から、期末手当の支給月数の引き上げについては同年12月1日から適用します。

《第2条による改正》

施行日は、令和6年4月1日とします。

件 名	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総 務 課
-----	--------------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市議会の議員に支給する議員報酬及び期末手当の額について、市民の意思を十分に反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当の支給月数については、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて市の一般職の職員における期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数において引上げる月数の合計月数と同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

《第1条による改正》

令和5年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.1月引き上げます。 <第7条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	1.825月	<u>1.975月</u>	3.8月
改正後の支給月数	1.825月	<u>2.075月</u>	3.9月

《第2条による改正》

令和6年度以後の期末手当について、6月期の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。 <第7条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和5年度)	<u>1.825月</u>	<u>2.075月</u>	3.9月
改正後の支給月数 (令和6年度以後)	<u>1.875月</u>	<u>2.025月</u>	3.9月

※改正前の12月期の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条による改正》

施行日は、公布の日とし、令和5年12月1日から適用します。

《第2条による改正》

施行日は、令和6年4月1日とします。

(参考)

市の一般職の職員については、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の給与改定の取扱いに準じ、令和5年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、令和6年度以後の6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げる予定としております。

件名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市長及び副市長に支給する給与の額について、市民の意思を十分に反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当の支給月数については、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて市の一般職の職員における期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数において引上げる月数の合計月数と同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

《第1条による改正》

令和5年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.1月引き上げます。 <第3条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	2.025月	<u>2.175月</u>	4.2月
改正後の支給月数	2.025月	<u>2.275月</u>	4.3月

《第2条による改正》

令和6年度以後の期末手当について、6月期の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。 <第3条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和5年度)	<u>2.025月</u>	<u>2.275月</u>	4.3月
改正後の支給月数 (令和6年度以後)	<u>2.075月</u>	<u>2.225月</u>	4.3月

※改正前の12月期の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条による改正》

施行日は、公布の日とし、令和5年12月1日から適用します。

《第2条による改正》

施行日は、令和6年4月1日とします。

(参考)

- 1 教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）第4条及び亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）第4条において市長及び副市長の例によると規定しているため、市長及び副市長と同様の改定となります（市長及び副市長と同様に特別職報酬等審議会の審議を経ています。）。
- 2 市の一般職の職員については、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の給与改定の取扱いに準じ、令和5年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、令和6年度以後の6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げる予定としております。

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、令和5年8月7日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ

また、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類感染症となったことなどに鑑み、新型コロナウイルス感染症に罹患している者等に対して行う業務等に従事した職員に支給する防疫手当の特例を廃止することから、所要の改正を行います。

2 改正内容

《第1条による改正》

- (1) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

＜第44条及び第47条関係＞

ア 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当について、12月期の支給月数を0.05月引き上げます。

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	1.2月	<u>1.2月</u>	2.4月
	勤勉手当	1.0月	<u>1.0月</u>	2.0月
改正後の 支給月数	期末手当	1.2月	<u>1.25月</u>	2.45月
	勤勉手当	1.0月	<u>1.05月</u>	2.05月

イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当について、12月期の支給月数を0.025月引き上げます。

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数	期末手当	0.675月	<u>0.675月</u>	1.35月
	勤勉手当	0.475月	<u>0.475月</u>	0.95月
改正後の 支給月数	期末手当	0.675月	<u>0.7月</u>	1.375月
	勤勉手当	0.475月	<u>0.5月</u>	0.975月

(2) 職員が新型コロナウイルス感染症に罹患している者又はその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときに支給する防疫手当の額は、4,000円の範囲内（通常の防疫手当の額は、500円の範囲内）において市長が定めるとする規定を削ります。 <附則第11項関係>

(3) 給料月額を一定水準（平均1.1%）引き上げます。 <別表関係>

≪第2条による改正≫

期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定 <第44条及び第47条関係>

ア 一般職の職員の令和6年度以後の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げます。

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数 (令和5年度)	期末手当	<u>1.2月</u>	<u>1.25月</u>	2.45月
	勤勉手当	<u>1.0月</u>	<u>1.05月</u>	2.05月
改正後の 支給月数 (令和6年度以後)	期末手当	<u>1.225月</u>	<u>1.225月</u>	2.45月
	勤勉手当	<u>1.025月</u>	<u>1.025月</u>	2.05月

※改正前の12月期の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度以後の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.0125月引き上げ、12月期の支給月数を0.0125月引き下げます。

区分		6月期	12月期	合計
改正前の 支給月数 (令和5年 度)	期末手当	0.675月	0.7月	1.375月
	勤勉手当	0.475月	0.5月	0.975月
改正後の 支給月数 (令和6年 度以後)	期末手当	0.6875月	0.6875月	1.375月
	勤勉手当	0.4875月	0.4875月	0.975月

※改正前の12月期の支給月数は、第1条による改正後の支給月数です。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

《第1条による改正》

施行日は、公布の日とし、給料月額の上昇については令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き上げについては同年12月1日から適用します。

《第2条による改正》

施行日は、令和6年4月1日とします。

(参考)

1 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

	6月期	12月期	合計
R5期末手当	1.2月	1.25月(1.2月)	2.45月(2.4月)
勤勉手当	1.0月	1.05月(1.0月)	2.05月(2.0月)
合計	2.2月	2.3月(2.2月)	4.5月(4.4月)
R6期末手当	1.225月(1.2月)	1.225月(1.2月)	2.45月(2.4月)
勤勉手当	1.025月(1.0月)	1.025月(1.0月)	2.05月(2.0月)
合計	2.25月(2.2月)	2.25月(2.2月)	4.5月(4.4月)

※ () 内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

2 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合

	6月期	12月期	合計
R5期末手当	0.675月	0.7月(0.675月)	1.375月(1.35月)
勤勉手当	0.475月	0.5月(0.475月)	0.975月(0.95月)
合計	1.15月	1.2月(1.15月)	2.35月(2.3月)
R6期末手当	0.6875月(0.675月)	0.6875月(0.675月)	1.375月(1.35月)
勤勉手当	0.4875月(0.475月)	0.4875月(0.475月)	0.975月(0.95月)
合計	1.175月(1.15月)	1.175月(1.15月)	2.35月(2.3月)

※ () 内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

件名	亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例	健康福祉部 地域福祉課
----	---------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市総合保健福祉センターは、市民の保健福祉の増進を図る拠点として設置し、これまで、子ども総合センター[※]や健康都市に関する取組の展開など、都度、必要な機能を付加し、又は施策を実施してきました。これに伴い、職員数も設置当初から大幅に増加し、事務スペース等が非常に手狭になっています。

また、令和6年度からは、切れ目のない子ども・子育て支援体制の充実及び強化に向けた子ども未来部の創設や重層的支援体制整備事業の拡大などにより、職員数の更なる増加が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、必要な事務スペース等を確保する必要があることから、亀山市総合保健福祉センターでは、その機能の見直しを進めた結果、必要性が低くなっている視聴覚室については、機能転換を行うことから、所要の改正を行うものです。また、修繕対応ができない温泉スタンドについては、用途廃止を行うことから、併せて所要の改正を行うものです。

※ 子ども総合センターとは、子どもの支援施策を一体的かつ機動的に推進する拠点をいいます。

2 改正内容

視聴覚室及び温泉スタンドについて、次のとおり機能転換等を行うことから、これらの使用料の規定を削ります。 ＜別表第1 関係＞

区分	機能転換等を行う理由	使用料
視聴覚室	主にカラオケルームとして利用されていましたが、利用者の減少に加えて、サービス提供者により機材が撤去されたことにより、視聴覚室としての利用が大きく減少したことから、書庫に機能転換を行います。	1時間につき 1,000円
温泉スタンド	利用者が年々減少していたことや、現在は老朽化に伴い故障しており、機械部品の製造終了等により修繕対応ができないことから、用途廃止を行います。	40リットル につき40円

3 その他

施行日は、令和6年4月1日とします。